

広島県告示第三百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	所在地	指定年月日
社会福祉法人育芽会	三次市南畑敷町三 四二番三	三次共同作業所	三次市南畑敷町三 四二番三	平成二一年 三月一日
特定非営利活動法人 ぱびえ	呉市朝日町一九番 七の二〇一号	紙ふうせん	呉市朝日町一九番 七の二〇一号	平成二一年 四月一日
社会福祉法人みどりの町	三原市大和町箱川 一四七〇番地二	もりの輝舎	三原市大和町箱川 一四七〇番地二	平成二一年 四月一日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目 八番一八号	三原きぼう作業所	三原市明神一丁目 一八番一号	平成二一年 四月一日
社会福祉法人尾道さつき会	尾道市久保町一七 八六番地	ワークスさつき	尾道市美ノ郷町本 郷字新本郷一番一 四二	平成二一年 四月一日
社会福祉法人尾道のぞみの会	尾道市久保町九二 番地二	やまと	尾道市御調町大山 田一三九番二	平成二一年 四月一日
社会福祉法人平成会	東広島市高屋町小 谷五〇〇一番地五	あおぞら工房	東広島市高屋町小 谷五〇〇一番地五	平成二一年 四月一日
社会福祉法人倫	東広島市黒瀬町丸 山一八番三五	黒瀬ありんこ	東広島市黒瀬町丸 山一八番地三五	平成二一年 四月一日
社会福祉法人ひと は福祉会	安芸高田市向原町 長田一八五七番	就労センターあつ ぶ	安芸高田市甲田町 下小原二二番二	平成二二年 四月一日
社会福祉法人ひと は福祉会	安芸高田市向原町 長田一五七九番四	ひとは工房	安芸高田市向原町 長田一五七九番四	平成二二年 四月一日
社会福祉法人みつ ば会	世羅郡世羅町大字 寺町一五六八番地 二	障害福祉サービス 事業所せらの風	世羅郡世羅町大字 寺町一五六八番地 二	平成二二年 一〇月一日
特定非営利活動法 人青虫の会	呉市中通一丁目二 番二一号	障害福祉サービス 事業所青虫の会	呉市中通一丁目二 番二一号	平成二二年 三月一日
社会福祉法人太陽 の町	東広島市黒瀬町乃 美尾三六七番地の 六	太陽の町共同体	東広島市黒瀬町乃 美尾三六七番地の 六	平成二二年 三月一日